貯水槽水道 管理のしおり

ビル、マンション、工場、学校などで受水槽に一旦貯めた水を建物内の蛇口やトイレなどに送る水道を、**貯水槽水道**といいます。また、設置された受水槽の有効容量が 10m^3 を超える場合は、**簡易専用水道**として水道法の適用を受けます。そのため、受水槽の設置者は、安全で衛生的な飲み水を確保するため、正しい管理を行い、定期的に検査を受けなければなりません。

一方、受水槽の有効容量が 10m^3 以下の場合は、**小規模貯水槽水道**と呼ばれており、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例の適用を受けますので、設置者は簡易専用水道と同様の管理に努めなければなりません。

以上を踏まえ、受水槽を設置された方は、適正な管理をお願いします。

坂戸、鶴ヶ島水道企業団

定期的な検査について

設置者の方は、**毎年１回以上定期に**、厚生労働大臣の登録を受けた簡易専用水道の検査機関に依頼し、簡易専用水道の管理について**必ず検査を受けなければなりません。**

検査を怠った場合、行政の指導を受けるばかりでなく、罰則が適用されることもありますので、ご注意ください。

また、厚生労働大臣登録検査機関から衛生上問題のある旨の指摘を受けた場合は、水質検査機関に報告の代行を依頼してください。

※小規模貯水槽水道は水道法の適用を受けませんが、水道企業団では条例に基づき、簡易専用水道と同様の管理を行うよう指導しています。

検査内容

●一般の施設

厚生労働大臣登録検査機関の検査員が、次の事項について検査します。

１　施設の外観検査

受水槽、高置水槽及びその周辺の状況等を検査します。

２　水質検査

給水栓の水について、臭気、味、色度、濁度及び残留塩素の有無を検査します。

３　書類検査

水槽の掃除の記録等の有無を検査します。

●建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）が適用される施設

登録検査機関の検査を「書類検査」とすることができます。「書類審査」を受ける場合、設置者の方は、管理状況を記入した調査票を登録機関に提出してください。調査票は、登録検査機関に請求してください。

受水槽・高置水槽の掃除について

設置者の方は、受水槽・高置水槽の掃除を**毎年１回以上定期に行わなければなりません。**掃除内容は、水槽壁面の掃除や内部の消毒などで、専門的な知識・技術が必要であることから、建築物衛生法に基づき埼玉県知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

日常的に行う管理について

設置者の方は、次の事項について管理を行ってください。設置者自らが管理を行わない場合は、管理会社に管理を依頼するなど適切に対応してください。

●水質の検査

無色透明なガラス製のコップに給水栓から水を取り、**色、濁り、臭い、味**を検査し、異常があった時は、水質検査機関に依頼し、必要な項目の検査を行ってください。

●受水槽・高置水槽の点検

受水槽・高置水槽の点検を行い、有害物、汚水などによって水が汚染されるのを防止するための措置を講じてください。

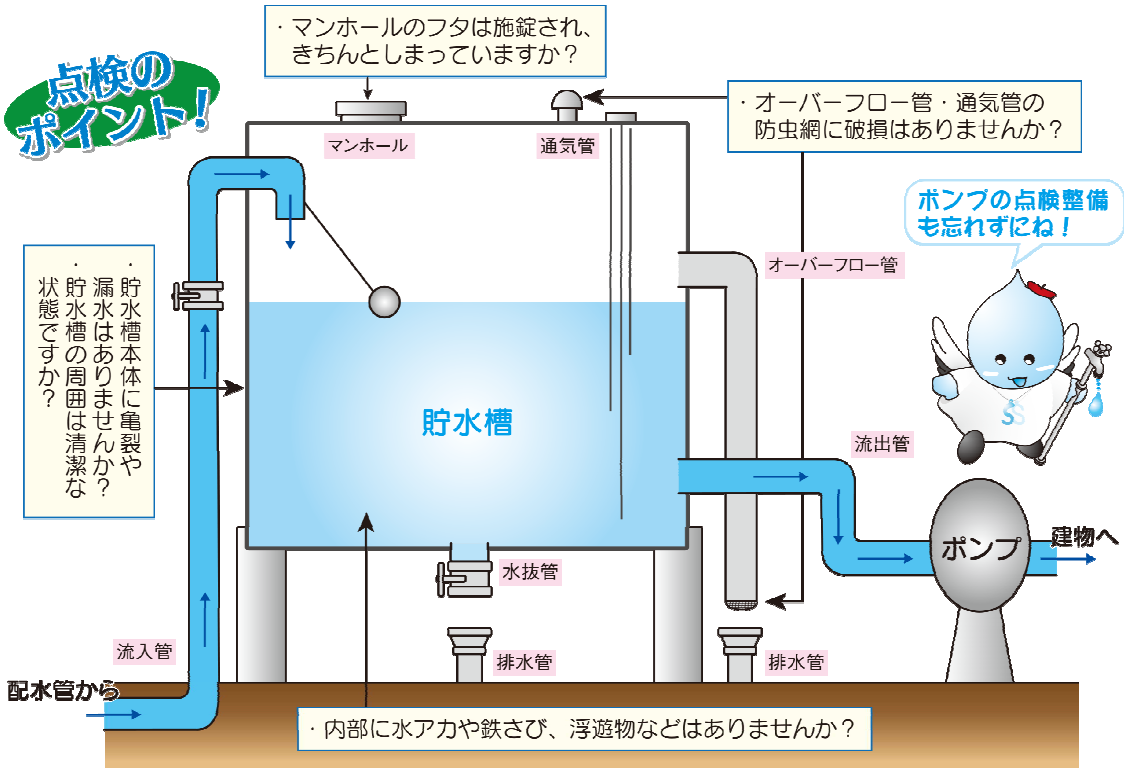

漏水や設備故障による水道料金の加算にご注意ください

近年、老朽化した給水管などからの漏水だけでなく、ボールタップの故障によりオーバーフロー管から水が流れ続けていたことにより、多額の水道料金が発生する事例が生じています。そのような事態を招くことのないよう、日頃から適切な点検・管理を行ってください。

直結給水への切替えについて

水質管理や設備管理の費用低減などのため、直結給水を希望される場合は、条件により、受水槽給水方式から直結直圧・直結増圧給水方式への切替えが可能です。

詳しくは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水課給水担当までご相談ください。

法定検査実施機関

埼玉県内の事業所一覧　（令和５年７月１日現在）

名称	検査を行う事業所の所在地	連絡先
(一社)埼玉県環境検査研究協会	さいたま市大宮区上小町 1450-11	048-649-5115
内藤環境管理㈱	さいたま市南区大字太田窪 2051-2	048-887-2590
貯水評価研究所	川口市長蔵 1-8-5 エンリッチＦⅢ303	0255-75-2470

※上記機関以外にも埼玉県内の検査を実施できる事業所があります。

登録検査機関は随時追加・変更されますので、最新情報は厚生労働省ホームページ内の「簡易専用水道検査機関登録簿」にてご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html

水質検査機関

埼玉県内の事業所一覧　（令和５年７月１日現在）

名称	検査を行う事業所の所在地	連絡先
(一社)埼玉県環境検査研究協会	さいたま市大宮区上小町 1450-11	048-649-0310
内藤環境管理㈱	さいたま市南区大字太田窪 2051-2	048-887-2590
㈱江東微生物研究所	越谷市蒲生西町 2-11-17	03-3671-5941
	さいたま市岩槻区本町 1-18-12	
前澤工業㈱	幸手市高須賀 537	048-253-0710
㈱ビー・エム・エル	川越市的場 1361-1	049-232-3131
㈱保健科学東日本	鴻巣市天神 3-673	048-543-4000
日本総合住生活㈱	さいたま市桜区田島 7-2-3	048-714-5001
㈱環境技研	戸田市笹目 2-5-12	048-422-4857

※上記機関以外にも埼玉県内の検査を実施できる事業所があります。

登録検査機関は随時追加・変更されますので、最新情報は厚生労働省ホームページ内の「水質検査機関登録簿」にてご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html

貯水槽清掃業者

坂戸市、鶴ヶ島市内の貯水槽清掃業者一覧　（令和５年４月１日現在）

名称	所在地	連絡先
埼玉環境衛生㈱	坂戸市戸宮 236-3	049-281-8843
㈱坂戸公衛社	坂戸市中富町 1-12	049-281-0435
笹沼商事㈱	坂戸市花影町 7-7	049-281-4420
㈱新明	坂戸市片柳 2148-3	049-282-1586
㈱クリオネ	鶴ヶ島市脚折町 4-4-12	049-227-6164
㈲ナカイ	鶴ヶ島市中新田 385-4	049-286-4584

※登録事業者名簿内の「事業 05：建築物飲料水貯水槽清掃業」にてご確認ください。

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0706/biru-eisei/biru-touroku.html

問合せ先
坂戸、鶴ヶ島水道企業団　給水課給水担当
〒350-0214　埼玉県坂戸市千代田 1-1-16
電話　049-283-1954